

記入上の注意事項

1. 届出者

- (1) 通常は、特定建築物の所有者であるが、特定建築物の全部の管理について権原を有する者（丸借り人等）がある時はその者。
- (2) 共有または区分所有する場合は連記する。

【例】

	所有者等 (届出義務者)	維持管理権原者
所有者が全ての維持管理を行う場合	所有者	所有者
所有者が維持管理部分の権限を他者へ与える場合	所有者	メンテナンス業者等 ※1
全部の管理の権限を有する者が存在する場合	全部の管理の権原者	全部の管理の権原者 ※2

※1 維持管理の権原を与えられた業者等をいうものであり、単に清掃作業等の委託をうけて当該作業を行う業者等ではない。

複数の業者が維持管理の権原を有している場合は複数の業者を届出する。また所有者が業者とともに維持管理の権原の一部を有しているのであれば、所有者も含めて届出する。

※2 全部の管理の権原を有する者が維持管理権原者となる。

2. 特定建築物名称

一般的に標ぼうしている名称（屋号等）を記入する。

3. 特定用途

該当する特定用途すべてを○で囲み、占有面積のもっとも多い特定用途を◎で囲む。

4. 特定用途以外の用途

延面積の大きいものから順次記入する。

5. 特定用途に供される部分の延べ面積

様式第1号の2中、特定用途に供される部分欄のa, b, cの合計（＝対象面積A）を記入する。

6. 特定用途に供される部分以外の部分の延べ面積

様式第1号の2中、特定用途に供される部分以外の部分欄のBを記入する。

7. 特定建築物維持管理権原者

法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

8. 特定建築物の所有者

- (1) 法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 共有又は区分所有する場合は連記する。

9. 建築物環境衛生管理技術者

メンテナンス業者等から選任されている場合は、所属会社、所在地を記入する。

10. 特定用途に供される部分

(1) 特定用途（そのもの）の部分とは、特定用途そのものに供される部分をいう。

（例：事務所・店舗の専用部分）

(2) 特定用途に付随する部分とは、特定用途（そのもの）の部分と密接不可分の関係にある、いわゆる共用部分。

（例：廊下、階段、機械室、便所等）

(3) 特定用途に附属する部分とは、特定用途に附属した機能、目的を有するものであって、特定用途と分離して取り扱うほど独立した機能、目的を有しない部分をいう。（例：百貨店の倉庫、事務所ビルの書庫、事務所に附属した駐車場等）

<記載例>

階別	特定用途（そのもの）の部分			特定用途に付随する部分			特定用途に附属する部分		
	延べ面積	室数	用途	延べ面積	室数	用途	延べ面積	室数	用途
階 B 2 F	m ²			m ² 2 0 0	1	機械室	m ² 7 5 0	1	倉庫
B 1 F	7 5 0	5	店舗	9 0		廊下、便所等			
1 F	8 5 0	4	事務所	9 0		廊下、便所等			
2 F	8 5 0	4	事務所	9 0		廊下、便所等			
3 F	8 0 0	4	事務所	9 0		廊下、便所等			

11. 特定用途に供される部分以外の部分

(1) 特定用途に供される部分以外の部分とは、特定用途に供される部分（a, b, cを含む）以外の部分、すなわち特定用途から独立した機能、目的を有する部分をいう。（例：独立の診療所、住宅部分）

(2) 延べ面積欄には、建物全体の該当部分の面積を記入する。

(3) 用途欄には、用途及び階別を記入する。

<記載例>

延べ面積	B	m ²	用途	歯科診療所	サウナ風呂
	2 0 0			4F	3F

12. 空気調和設備又は機械換気設備

(1) 空気調和設備とはエアフィルター、電気集じん機等を用いて空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。

(2) 機械換気設備とはエアフィルター、電気集じん機等を用いて空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいい、空気調和設備のもつ機能のうち、温度調節、湿度調節の機能を欠くものである。

(3) 中央管理方式とは、各居室に供給する空気を中央管理室等で一元的に制御することができる方式をいう。例えば、空気調和設備の場合、中央機械室で空気を調整し、ダクトを通じて各居室に供給する方式（ダクト方式）のほか、中央機械室において浄化、減湿等の処理をした空気を、さらに各階、各居室等に設けられた2次空気調和機により冷却等の処理をして各居室に供給する方式（各階ユニット式、ファンコイルユニット式）等が含まれる。

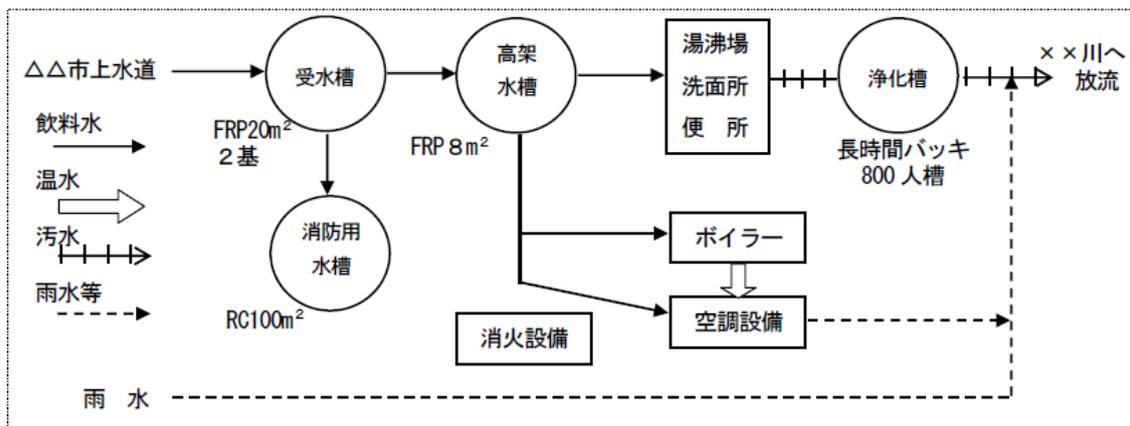
- (4) 個別管理方式とは、個々の居室を他の居室とは無関係に空気環境の調整を行う設備（ウインドクーラー等）のみがある場合をいう。

13. 給水設備

- (1) 飲料水の水源欄には、水道事業所名を〇〇市上水道、△△町簡易水道のように具体的に水道事業者及び水道名を記入する。
- (2) 雑用水、空調・機械、消防・防火の各水源欄には飲料水の水源と同一の場合はその旨、異なる場合はその具体的な水源名（自家用井水、自家用中水道等）を記入する。

14. 添付書類

(1) 給排水系統図記載例



(2) 建築物環境衛生管理技術者の免状の写し

本証（原本）と照合すること

(3) 特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類

法令に基づき、所有者以外の者が建築物の維持管理についての権利・権原を有する場合、当該法令に規定する者であることを示す書類（例：破産法第 74 条により破産管財人として選任された者が特定建築物の管理の権利を有する場合については、当該者が破産管財人に選任されたことを示す書類）。

参照平成 22 年 7 月 27 日付け厚生労働省健康局生活衛生課の事務連絡

(4) 全部の管理について権原を有することを証する書類

所有者以外の者が契約に基づき所有者から権利・権限を付与され、当該者が当該特定建築物の全部の管理についての権原を有する場合、当事者間での権利・権限の変動示す契約書の抜粋。

参照平成 22 年 7 月 27 日付け厚生労働省健康局生活衛生課の事務連絡